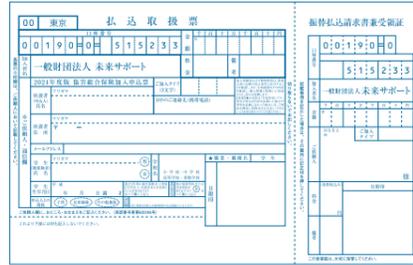


## お申込方法

郵便局から現金払込みでお申込みください。

同封の郵便払込票が加入申込票になっています。  
必要事項をご記入・押印のうえ、保険料をお払込みください。  
※払込手数料はお客さま負担になります。



受付確認の約1ヶ月後、会員証(入金確認証)をお送りします。  
※会員証とは、未来サポートの会員であることの証明書です。  
4月1日始期加入の場合、5月1日頃に会員証をお送りいたします。

保険開始の約2ヶ月半後、加入者カードをお送りします。

※加入者カードとは、ご加入いただいた補償内容を記載した証明書です。  
4月1日始期加入の場合、6月15日頃に加入者カードをお送りいたします。

- 受付確認は郵便局での払込後、約3営業日かかります。また、加入申込票の記入内容に不備がある場合は、不備の確認が取れるまで保険開始とはなりませんので正確にご記入ください。
- 記入項目については、記入例を参照してください。

## Q & A

Q. 5月以降も加入できますか?

A. はい、11月末日までご加入いただけます。  
保険料はいつご加入いただいても変わりませんが、5月以降ご加入の方は死亡・後遺障害保険金額が増額変更されます。

Q. 保険開始日はいつになりますか?

A. 3月31日までに受付確認が完了した方は4月1日より保険開始となります。  
それ以降の方は、毎月1日～14日までの手続きで当月15日より、毎月15日～末日までの手続きで翌月1日より保険開始となります。  
5月1日以降に保険開始になった場合は、死亡・後遺障害保険金額が増額変更されます。なお、保険終期は変更されません。不備がある場合は、不備を解消した日が保険の申し込みをした日といたしまして、右記のスケジュールで保険が開始されます。

保険開始日	加入締切日
4月1日	3月31日
4月15日	4月14日
N月1日	Nの前月末日
N月15日	N月14日

## 一般財団法人 未来サポート

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-9-1 虎ノ門ヒルズ江戸見坂テラス11階 zengaku.or.jp

当財団は、これからの学生生活を有意義に過ごしていただくため、学生保障制度の提供、各種ボランティア活動などを通じた社会貢献活動など、すべての子どもたちの健全育成を支援する目的のために設立された組織です。

社会貢献活動の一環として、日本財団、こどもの未来応援基金などへ寄付活動を行っています。おかげさまで、30年間に渡る継続的な活動により、会員数も延べ25万人を超えました。

今後も学生への支援活動を充実させながら、健全な運営を目指してまいります。

### 2023年寄付先一覧



特定非営利活動法人  
チャイルドライン支援センター  
特定非営利法人 よこはまチャイルドライン  
あしなが育英基金  
国連UNHCR協会  
全国食支援活動協力会  
こども食堂サポートセンター  
こどものホスピスプロジェクト  
Learning for All  
公益財団法人あすのば  
特定非営利活動法人キッズドア



こどもの未来応援国民運動  
一般財団法人学生サポートセンター  
認定特定非営利法人子どもセンターてんぼ  
社会福祉法人 読売光と愛の事業団  
横浜こどもホスピスプロジェクト  
公益社団法人セーブザチルドレン  
一般社団法人  
障がい者自立支援機構(パラリンアート)  
一般財団法人学習能力開発財団 など  
104の幼稚園保育園小学校へ  
チューリップ球根を各30球を無償配布

幹事代理店

株式会社リード お問い合わせ先 045-900-0227 (平日)9:00~17:00

取扱代理店

〒244-0801 横浜市戸塚区品濃町550-7 広進ビル4階  
email:school@lead-ins.com https://www.lead-ins.com

引受保険会社



損害保険ジャパン株式会社 横浜中央支店 港南支社

〒231-8422 神奈川県横浜市中区本町2-12 損保ジャパン横浜ビル6F  
TEL:045-661-2666(平日)9:00~17:00

この保険は未来サポートを保険契約者とし、未来サポートの会員を加入者とする傷害総合保険(正式保険名称)の団体契約です。

●傷害総合保険普通保険約款・特約集および保険証券は保険契約者(未来サポート)に交付されます。  
●保険期間の途中で料率改定があっても、保険料の追加・返れいはありません。●このパンフレットは概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「普通保険約款・特約集」をご用意しておりますので、取扱代理店または損保ジャパンまでご請求ください。ご不明な点がございましたら、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

傷害総合保険

# 生徒総合保険



団体割引  
30%  
適用\*

お手頃な保険料で、卒業までの生活を24時間補償!

生徒総合保険は、おこさまの不測の事態に備える保険です。

本人だけでなく、扶養者や家族のトラブルにも備え、おこさまの卒業までの生活を24時間補償します。

この保険だけで

## おこさま本人の補償

- 他人に損害を与えたときなど
- 病気になったとき
- ケガをしたとき **熱中症に対応**

## 保護者・同居家族の補償

- 事故により扶養者に万一のことがあったとき
- 他人に損害を与えたときなど

他人に損害を与えた場合 保険金額は無制限で補償

※日本国外は最高1億円まで (Aプランの場合)

自転車条例対応

ご家族も補償

示談交渉サービス付き(国内のみ)



SNSやいじめによる被害にも対応!

## 弁護のちから

もっと身近に弁護士を! そんな声にこたえる保険

おこさまや扶養者さま自身のご相談をお受けします! **無料**

## 学校生活安心ダイヤル(SOMPO 健康・生活サポートサービス)

- メディカルサポートサービス  
● 健康・医療相談サービス  
● 介護関連相談サービス  
● 人間ドック等検診・検査紹介・予約サービス  
● 医療機関情報提供サービス  
● 専門医相談サービス(予約制)  
● 法律・税務・年金相談サービス(予約制・30分間)  
● 一般的な法律・税金に関する相談に、弁護士、司法書士または税理士がお答えするものです。
- メンタルヘルス相談サービス  
● メンタルヘルス相談サービス  
● メンタルITサポート(WEBストレスチェック)サービス

(注1)本サービスは損保ジャパンのグループ会社およびその提携業者がご提供します。(注2)ご相談の際は、お名前、ご加入者番号をお聞きすることがございますのでご了承ください。(注3)ご利用は日本国内からにかぎります。(注4)ご相談内容やお取次ぎ事項によっては有料となる場合があります。(注5)本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

\*保険料は、前年の各プランの合計加入者数により決定した団体割引30%を適用した保険料となっております。次年度以降、割引率が変更となる場合がありますのであらかじめご了承ください。

# お手頃な保険料で、卒業までの学生生活を24時間補償！

## 増加するSNSやインターネットトラブルに対して、弁護士による解決のサポートでさらに安心

団体割引  
**30%**  
適用

保険金のお支払方法等重要な事項は「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

### 他人に損害を与えた場合

#### 個人賠償責任補償(個人賠償責任補償特約 国内外補償)

おこさままたは同居の家族が、日本国内・国外で万一他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したり、誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。(弁護士費用・訴訟費用等についても保険金をお支払いします。)



示談交渉サービス付き(国内のみ)

ご家族も補償

GIGAスクールに対応



### 保険金額は無制限

(日本国外は最高1億円まで)

(Aプランの場合)

### ！子どもが加害者になることも

#### 自転車の賠償事故例 9,266万円

男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員(24歳)と衝突。男性会社員に重大な障害(言語機能の喪失等)が残った。

(東京地方裁判所、平成20(2008)年6月5日判決)

およそ8分に1件の割合で、自転車事故が発生しています！\*加害者になってしまうと、高額な賠償金を請求されることがあります。

<事故の例> 自転車で走行中、歩行者にケガをさせ、相手に後遺障害が残ってしまった。

賠償金 1億5千万円 ▶ **全額補償します**

\*一般社団法人日本損害保険協会「自転車事故への備えに関するチラシ」全国版2021年8月版」より

### 事故により扶養者に万が一のことがあった場合

#### 育英費用補償(育英費用補償特約 国内外補償)

指定された扶養者が急激かつ偶然な外来の事故で亡くなられたり、所定の重度後遺障害のために、おこさまの扶養ができなくなった場合に保険金をお支払いします。

一括して**500万円**

(Aプランの場合)



### おこさま本人がケガをした場合

#### 傷害補償(国内外補償)

おこさま本人が急激かつ偶然な外来の事故でケガをした場合に保険金が支払われます。学校の授業中・運動中の事故だけでなく、交通事故やレジャー中の事故も補償の対象となり、死亡・後遺障害・手術・入院・通院まで幅広い補償が得られます。細菌性食中毒、ウイルス性食中毒も補償の対象となります。

！ **学校でのケガの半数以上\*が課外活動で発生しています。**

\*日本スポーツ振興センター「学校の管理下の災害[平成30年版]」より

### 日射または熱射により身体に障害を被った場合

#### 熱中症に関する補償(熱中症危険補償特約 国内外補償)

おこさま本人が、日射または熱射により身体に障害を被った場合に入院・通院・死亡・後遺障害・手術の保険金が支払われます。

#### 熱中症に対応

！ **夏期の猛暑日の増加とともに、熱中症発症リスクは高まっています。**

### 地震に見舞われてケガなどをした場合

#### 天災補償(天災危険補償特約 国内外補償)

地震・噴火またはこれらによる津波の事故でケガをした場合に、おこさまの入院・通院・死亡・後遺障害・手術および育英費用\*が補償の対象になります。

\*上記事故により扶養者が扶養不能状態になった場合

### 病気になった場合

#### 疾病補償(国内外補償)

おこさま本人が病気で入院、手術をされたときに補償します。Aプランでは、退院後の通院も補償します。

感染症による入院も補償



### 法的トラブルにあった場合

#### 弁護士費用補償

法的トラブルにあったときの弁護士費用をサポートします。

#### SNSやいじめによる被害にも対応

### もっと身近に弁護士を！そんな声にこたえる保険 弁護のちから



弁護士が学校との調整に入ってくれた事がきっかけとなり学校側でも本格的な対策を講じてくれることになった。

交渉により解決 弁護士費用の例 **子どものいじめ** (同意書作成)

解決までに要した時間の例: **6か月**

学校側の調査を経る可能性もあり。話し合いを数回行い、同意書面を作成するまで

費用目安: **30万円～40万円**程度

着手金 15万円～、報酬金 15万円～

詳しくは同封のチラシをご覧ください。

子どものいじめ

### 保険金額

#### 補償内容

	Aプラン <b>おすすめ</b>	Bプラン	Cプラン
個人賠償責任 <b>ご家族も補償</b>	国内: <b>無制限</b> 国外: <b>1億円</b> (自己負担額 0円)	1事故につき <b>2億円</b> (自己負担額 0円)	1事故につき <b>1億円</b> (自己負担額 0円)
育英費用	一括して <b>500万円</b>	一括して <b>400万円</b>	一括して <b>300万円</b>
死亡・後遺障害保険金	<b>61.0万円</b>	<b>46.1万円</b>	<b>43.8万円</b>
入院保険金	1日につき <b>3,600円</b>	1日につき <b>3,100円</b>	1日につき <b>2,600円</b>
通院保険金	1日につき <b>2,300円</b>	1日につき <b>1,500円</b>	1日につき <b>1,200円</b>
手術保険金	(入院中に受けた手術) <b>10倍</b> (外来で受けた手術) <b>5倍</b> 入院保険金日額の	(入院中に受けた手術) <b>10倍</b> (外来で受けた手術) <b>5倍</b> 入院保険金日額の	(入院中に受けた手術) <b>10倍</b> (外来で受けた手術) <b>5倍</b> 入院保険金日額の
疾病入院保険金	1日につき <b>3,600円</b>	1日につき <b>3,100円</b>	—
疾病退院後通院保険金	1日につき <b>2,300円</b>	—	—
疾病手術保険金	(入院中に受けた手術) <b>10倍</b> (外来で受けた手術) <b>5倍</b> 疾病入院保険金日額の	(入院中に受けた手術) <b>10倍</b> (外来で受けた手術) <b>5倍</b> 疾病入院保険金日額の	—
入院療養一時金	<b>10万円</b>	—	—
携行品損害	<b>10万円</b> (自己負担額 1事故につき 3,000円)	<b>10万円</b> (自己負担額 1事故につき 3,000円)	—

#### 弁護のちから(弁護士費用総合補償特約)

	Aプラン	Bプラン	Cプラン
弁護士費用保険金	保険期間 1年間に付き <b>100万円</b> 限度 (自己負担割合 10%)	保険期間 1年間に付き <b>100万円</b> 限度 (自己負担割合 10%)	保険期間 1年間に付き <b>100万円</b> 限度 (自己負担割合 10%)
法律相談・書類作成費用保険金	保険期間 1年間に付き <b>5万円</b> 限度 (自己負担額 1,000円)	保険期間 1年間に付き <b>5万円</b> 限度 (自己負担額 1,000円)	保険期間 1年間に付き <b>5万円</b> 限度 (自己負担額 1,000円)

### 保険期間と掛金

掛金は、保険期間分の一時払です。ご加入時に一括でお支払いいただき、翌年度以降のお支払はございません。

保険期間	タイプ	掛金	タイプ	掛金	タイプ	掛金
1年間 (2024年4月1日から1年間)	1HA	<b>19,810円</b> (うち保険料 19,010円)	1HB	<b>15,810円</b> (うち保険料 15,010円)	1HC	<b>11,820円</b> (うち保険料 11,020円)
	2年間 (2024年4月1日から2年間)	2HA	<b>34,920円</b> (うち保険料 33,320円)	2HB	<b>27,930円</b> (うち保険料 26,330円)	2HC
3年間 (2024年4月1日から3年間)		3HA	<b>50,000円</b> (うち保険料 47,600円)	3HB	<b>40,000円</b> (うち保険料 37,600円)	3HC

\*保険料のうち、疾病保険特約および入院療養一時金支払特約保険料については介護医療保険料控除の対象となります。(2023年10月現在)

\*掛金には、本保険制度の運営上必要な費用(事務手数料費用等)として保険期間1年につき800円の制度運営費を含みます(1年間の場合800円、2年間の場合1,600円、3年間の場合2,400円)。

\*保険期間の途中で料率改定があっても保険料の追加・返れはありません。

\*入学と同時に正規の職業に就かれる方は、その職業の内容によって保険金額が変更される場合があります。

#### 疾病を補償するプランにご加入いただく方へ

##### <始期前発病による無償の取扱い>

ご加入初年度の保険期間の開始時<sup>(※1)</sup>より前に発病<sup>(※2)</sup>した疾病<sup>(※3)</sup>に対しては、保険金をお支払いできません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時<sup>(※1)</sup>より前に発病<sup>(※2)</sup>した疾病<sup>(※3)</sup>であっても、ご加入初年度の契約が継続されており、ご加入初年度の保険期間の開始時<sup>(※1)</sup>からその日を含めて2年を経過した後には保険金の支払事由(入院を開始された場合や手術を受けられた場合等)が生じた場合は、その保険金の支払事由に対しては保険金をお支払いします。

(※1)継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。

(※2)医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病の発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。

(※3)入院療養一時金支払特約については、ご加入初年度の保険期間の開始時より前に被った身体障害をいいます。